

パートナーシップ宣誓制度に関する転出・転入時の手続を簡略化！

川崎市との都市間連携について

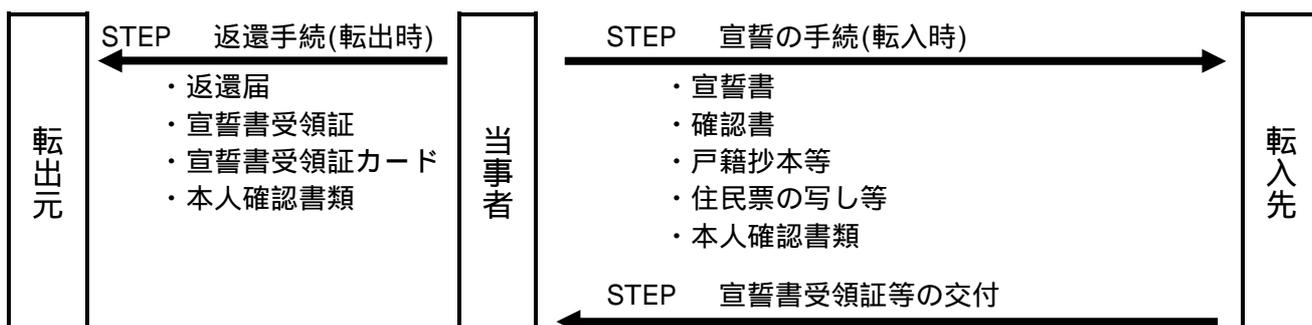
性的少数者の方の自分らしい生き方を後押しするとともに、性の多様性に関する社会的な理解を促進することを目的として令和2年4月に導入した「相模原市パートナーシップ宣誓制度」について、当事者の方の負担を軽減するため、川崎市との都市間連携を開始し、転出・転入時の手続を簡略化することとしました。

1 都市間連携の概要

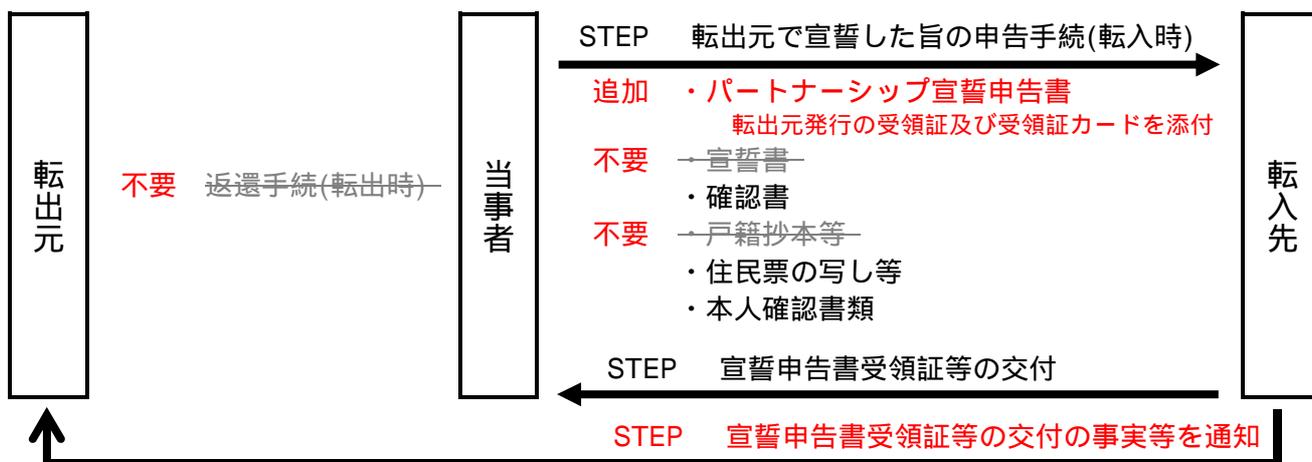
パートナーシップの宣誓を行い、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けたお二人が市外へ転出した場合、通常は、受領証等をその交付自治体に返還するとともに、転入先の自治体で改めて宣誓をする必要がありますが、今後の本市と川崎市との間における転出・転入の場合は、受領証等の交付自治体への返還手続等を不要とするものです。

2 連携スキーム

都市間連携をしていない場合



都市間連携をしている場合



3 都市間連携の開始日

令和2年12月1日(火)

開始日以降に、本市と川崎市との間で転出入した場合に適用を受けることができます。